

法務省民商第14号  
令和3年1月29日

法務局長殿  
地方法務局長殿

法務省民事局長  
(公印省略)

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）並びに会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（令和3年法務省令第2号。以下「改正省令」という。）の一部が本年3月1日から施行されますので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の会社法（平成17年法律第86号）を、「商登法」とあるのは整備法による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「会社規」とあるのは会社法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）を、「計算規」とあるのは同省令による改正後の会社計算規則（平成18年法務省令第13号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「保険業法」とあるのは整備法による改正後の保険業法（平成7年法律第105号）をいい、特に改正前の条文を引用するときは、「旧」の文字を冠するものとします。

#### 記

第1 取締役等の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

## 1 上場会社の取締役等の報酬等である株式に関する特則

### (1) 概要

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下「上場会社」という。）が取締役又は執行役（以下第1において「取締役等」という。）の報酬等として当該株式会社の株式の発行又は自己株式の処分をするときは、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととされた（法第202条の2第1項前段、第3項）。

### (2) 取締役等の報酬等である募集株式の発行の手続

#### ア 定款の定め、株主総会の決議又は報酬委員会の決定

株式会社の募集株式を取締役等の報酬等として発行しようとする場合には、定款の定め、株主総会の決議又は指名委員会等設置会社にあっては報酬委員会の決定により、次の事項を定めなければならないとされた（法第361条第1項第3号、第409条第3項第3号、会社規第98条の2、第111条）。

#### (ア) 募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限（報酬委員会の決定による場合にあっては、当該募集株式の数）

(イ) 一定の事由が生ずるまで募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役等に約させるときは、その旨及び当該一定の事由の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、一定の事由）

(ウ) 一定の事由が生じたことを条件として募集株式を株式会社に無償で譲り渡すことを取締役等に約させるときは、その旨及び当該一定の事由の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、一定の事由）

(エ) (イ)、(ウ)のほか、取締役等に対して募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その条件）

#### イ 募集事項

アの定めに従い、上場会社が募集株式を発行するときは、法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項（募集株式の払込金額又は

その算定方法及び募集株式と引換えにする金銭の払込み等の期日又は期間)を定めることを要しないとされた(法第202条の2第1項前段、第3項)。この場合には、法第199条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる事項に加えて、次の事項を定めなければならないとされた(法第202条の2第1項後段)。

(ア) 取締役等の報酬等として募集株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨

(イ) 募集株式を割り当てる日(以下「割当日」という。)

#### ウ 募集事項の決定

募集事項の決定は、取締役会の決議による(法第201条第1項、第202条の2第2項、第199条第2項)。

なお、募集株式の払込金額又はその算定方法を定めることを要しないため、払込金額が特に有利な金額である場合における株主総会の特別決議(法第201条第1項、第199条第2項、第3項、第309条第2項第5号)を要しない。

#### エ 募集株式の申込み及び割当

イの定めがある場合において、アの定めに係る取締役等(取締役等であった者を含む。)以外の者は、募集株式の申込みをし、又は総数引受契約を締結することができないとされた(法第205条第3項、第5項)。

募集株式が譲渡制限株式である場合には、募集株式の割当の決定又は総数の引受けを行う契約の承認は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による(法第204条第2項、第205条第2項)。

#### オ 株主となる時期

募集株式の引受人は、割当日に株主になるとされた(法第209条第4項)。

#### カ 資本金の額の増加

募集株式の発行による資本金の額の増加については、取締役等が募集株式を対価とする役務を提供する時期に応じて、次のとおりとされた(法第445条第6項)。

(ア) 事前交付型（株式割当後に役務を提供する場合）

取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときは、各事業年度の末日（臨時計算書類を作成しようし、又は作成した場合にあっては臨時決算日。以下「株主資本変動日」という。）において増加する資本金の額は、a の額から b の額を減じて得た額に株式発行割合（当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零。以下「資本金等増加限度額」という。）とされたところ、その 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金とするとことができるとされた（計算規第 42 条の 2 第 1 項から第 3 項まで）。

a (a) の額から (b) の額を減じて得た額

(a) 取締役等が当該株主資本変動日までにその職務の執行として株式会社に提供した募集株式を対価とする役務の公正な評価額

(b) 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として株式会社に提供した募集株式を対価とする役務の公正な評価額

b 募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

(イ) 事後交付型（株式割当前に役務を提供する場合）

取締役等が株式会社に対し割当前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときは、割当日において増加する資本金の額は、a の額から b の額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零。以下「資本金等増加限度額」という。）とされたところ、その 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金とするとことができるとされた（計算規第 42 条の 3 第 1 項から第 3 項まで）。

a 割当日における取締役等がその職務の執行として提供した役務の公正な評価額の帳簿価額（減少すべき株式引受権の額。計算規第 54 条の 2 第 2 項）

b 募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増

## 加限度額から減ずるべき額と定めた額

### (3) 取締役等の報酬等である募集株式の発行による変更の登記の手続

#### ア 登記の期間

募集株式の発行により発行済み株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに事後交付型における資本金の額（増加する場合に限る。）に変更があったときは、割当日から2週間以内に、本店の所在地において変更の登記をしなければならない（法第915条第1項）。

なお、事前交付型の場合であって、資本金の額が増加する場合における資本金の額の増加については、株主資本変動日から2週間以内に、本店の所在地において変更の登記をしなければならない。

#### イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済み株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数、資本金の額（資本金の額が増加する場合に限る。）並びに変更年月日である。

なお、法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない募集株式の発行は、上場会社でなければすることができないところ、上場会社であることについては、登記記録等から非公開会社でないことを確認することをもって足りる。

#### ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(ア) (2)アの定めに係る定款又は定款に当該定めがない場合には株主総会の議事録及び主要な株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（以下「株主リスト」という。）若しくは報酬委員会の決定を証する書面（商登法第46条、商登規第61条第1項、第3項）

(イ) 募集事項の決定に係る取締役会の議事録（商登法第46条第2項）

(ウ) 募集株式の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面（商登法第56条第1号）

(エ) 募集株式が譲渡制限株式であるときは、割当ての決定又は総数の引受けを行う契約の承認に係る取締役会の議事録（商登法第46条第2項）

(オ) 資本金の額が増加する場合には、資本金の額が法及び計算規の規

定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第9項）

エ 登録免許税

上記(2)による変更の登記の登録免許税は、資本金の額の増加を伴わない場合には、申請1件につき3万円である（登録免許税法別表第一第24号(1)ツ）。

資本金の額の増加を伴う場合には、その増加した資本金の額の1000分の7（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円）であり（登録免許税法別表第一第24号(1)ニ），発行済株式の総数の変更の登記については、資本金の額の変更の登記と同時に申請される限り、別途登録免許税を納付する必要はない。

2 上場会社の取締役等の報酬等である新株予約権に関する特則

(1) 概要

上場会社が取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに当該株式会社の新株予約権の発行をするときは、当該新株予約権の行使に際して金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととされた（法第236条第3項、第4項）。

(2) 取締役等の報酬等である募集新株予約権の発行の手続

ア 定款の定め、株主総会の決議又は報酬委員会の決定

当該株式会社の募集新株予約権を取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに発行しようとする場合には、定款、株主総会の決議又は指名委員会等設置会社にあっては報酬委員会の決定により、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項を定めなければならぬとされた。

(ア) 取締役等の報酬等としてアの行使に際して金銭の払込み等を要しない新株予約権を発行する場合（法第361条第1項第4号、第409条第3項第4号、会社規第98条の3、第111条の2）

a 募集新株予約権の数の上限（報酬委員会の決定による場合にあっては、募集新株予約権の数）

b 新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

c 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的と

するときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

- d 新株予約権を行使することができる期間
  - e 取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨
  - f アの定めに係る取締役等（取締役等であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨
  - g 一定の資格を有する者が募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その内容）
  - h 募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その条件）
  - i 譲渡による新株予約権の取得について会社の承認を要することとするときは、その旨
  - j 会社が一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができることとするときは、法第236条第1項第7号に掲げる事項の内容の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その内容）
  - k 取締役等に対して募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その条件）
- (イ) 取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する場合（法第361条第1項第5号ロ、第409条第3項第5号ロ、会社規第98条の4第2項、第111条の3第2項）
- a (ア) aからjまでの事項
  - b 取締役等に対して募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役等に対して募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要（報酬委員会の決定による場合にあっては、その条件）
- イ 新株予約権の内容
- アの定めに従い、上場会社が募集新株予約権を発行するときは、法

第236条第1項第2号に掲げる事項（当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）を新株予約権の内容とすることを要しないとされた（法第236条第3項前段）。この場合には法第236条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に加えて、次の事項を新株予約権の内容としなければならないとされた（同条第3項後段）。

- (ア) 取締役等の報酬等として又は取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨  
(イ) アの定めに係る取締役等（取締役等であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨  
なお、これらの事項は登記しなければならないこととされた（法第911条第3項第12号ハ）。

#### ウ 募集事項

募集新株予約権の募集事項については、通常の新株予約権の募集事項（法第238条第1項）と同様である。ただし、募集新株予約権の内容（同項第1号）については、上記の内容が反映される。

#### エ 募集事項の決定

募集事項の決定は、取締役会の決議による（法第240条第1項、第238条第2項）。

#### オ 募集新株予約権の割当て

募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき又は募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるときは、募集新株予約権の割当ての決定又は総数の引受けを行う契約の承認は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による（法第243条第2項、第244条第3項）。

#### カ 新株予約権者となる時期

募集新株予約権の割当てを受けた申込者又はその総数を引き受けた者は、募集新株予約権の割当日（法第238条第1項第4号）に、新株予約権者となる（法第245条第1項）。

- (3) 取締役等の報酬等である募集新株予約権の発行による変更の登記の手続

## ア 登記の期間

募集新株予約権の発行により登記事項に変更があったときは、割当日から2週間以内に、本店の所在地において変更の登記をしなければならない（法第915条第1項）。

## イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、通常の新株予約権の登記事項（法第236条第1項第2号の事項を除く。）のほか、(2)イの定め（法第911条第3項第12号）及び新株予約権の発行年月日である。

登記の記録については、別紙記録例1によるものとする。

なお、法第236条第1項第2号に掲げる事項を新株予約権の内容とすることを要しない募集新株予約権の発行は、上場会社でなければすることができないところ、上場会社であることについては、登記記録等から非公開会社でないことを確認することをもって足りる。

## ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- (ア) (2)アの定めに係る定款又は定款に当該定めがない場合には株主総会の議事録及び株主リスト若しくは報酬委員会の決定を証する書面（商登法第46条、商登規第61条第1項、第3項）
- (イ) 募集事項の決定に係る取締役会の議事録（商登法第46条第2項）
- (ウ) 募集新株予約権の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面（商登法第65条第1号）
- (エ) 取締役等の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行する場合において、払込期日を定めたとき（割当日より前の日であるときに限る。）は、払込み（金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもってする相殺を含む。）があったことを証する書面（商登法第65条第2号）
- (オ) 講渡制限株式を目的とする新株予約権又は譲渡制限新株予約権であるときは、割当ての決定又は総数の引受けを行う契約の承認に係る取締役会の議事録（商登法第46条第2項）

## 第2 株式交付制度

### 1 概要

株式会社は、株式交付をすることができる」とされた（法第774条の2）。

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（他の株式会社の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合における当該他の株式会社に限る（会社規第4条の2、第3条第3項第1号）。）するために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（法第2条第32号の2）。株式交付をする株式会社を株式交付親会社といい、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社を株式交付子会社という（法第774条の3第1項第1号）。

なお、清算株式会社については、株式交付に関する規定は適用されないこととされた（法第509条第1項第3号）。したがって、株式交付により、清算株式会社が株式交付親会社となることはできず、また、清算株式会社を株式交付子会社とすることもできない。

## 2 株式交付の手続

### (1) 株式交付計画の作成

株式交付をする場合には、株式交付親会社は、株式交付計画を作成しなければならず（法第774条の2），当該計画においては、次の事項を定めなければならないとされた（法第774条の3）。

ア 株式交付子会社の商号及び住所

イ 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限（なお、この定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならないとされている（法第774条の3第2項）。）

ウ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項並びに当該譲渡人に対する株式の割当てに関する事項

(当該事項については、株式交付子会社の株式の譲渡人が株式交付親会社に譲り渡す株式の数に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならないとされている（法第774条の3第4項）。)

なお、株式交付親会社が対価として交付する株式は、新たに発行する株式又は自己株式のいずれでも差し支えない。

エ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）を交付するときは、その内容及び当該譲渡人に対する金銭等の割当てに関する事項（なお、当該事項については、株式交付子会社の株式の譲渡人が株式交付親会社に譲り渡す株式の数に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならないとされている（法第774条の3第5項）。）

オ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

カ オの場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、その内容及び当該譲渡人に対する金銭等の割当てに関する事項

キ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

ク 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

## （2）株式交付子会社の株式の譲渡し

ア 株式交付親会社による通知

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付計画の内容等を通知しなければならないこととされた（法第774条の4第1項。通知を要しない場合として、同条第4項、会社規第179条の3参照）。

イ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付計画

において定められた期日 ((1)キ参照) までに、譲り渡そうとする当該株式の数等を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないこととされた（法第774条の4第2項）。なお、当該書面の交付に代えて、株式交付親会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる（同条第3項）。

ウ 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て

株式交付親会社は、上記イの申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数）を定めなければならないこととされ（法第774条の5第1項前段），その上で、株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならないこととされた（同条第2項）。

エ 総数譲渡し契約を締結する場合

株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記アからウまでの手続に関する規定は適用されないこととされた（法第774条の6）。

オ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡し

株式交付親会社は、株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けることができることとされた（法第774条の3第1項第7号）。この新株予約権等の譲渡しについても、上記アからエまでの手続等がとられることとされた（法第774条の9）。

(3) 株式交付親会社の手続

ア 株式交付計画の承認

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならぬこととされた（法第816条の3第1項、法第309条第2項第12号）。

ただし、株式交付において交付する対価の合計額の株式交付親会社

の純資産額に対する割合が 5 分の 1 を超えない場合（以下「簡易株式交付」という。）には、株主総会の承認を要しないこととされた（法第 816 条の 4 第 1 項本文）。この場合において、株式交付親会社が株式交付子会社の株式等の譲渡人に交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式等の額を超える場合、株式交付親会社が公開会社でない場合又は株式交付親会社の一定の数の株式を有する株主が株式交付に反対する旨を通知した場合には、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないとされた（同条第 1 項ただし書、第 2 項）。

#### イ 債権者保護手続

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別に催告しなければならないとされ（ただし、株式交付親会社が当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりするときは、各別の催告は、することを要しないこととされた（法第 816 条の 8 第 3 項。）），債権者が下記(エ)の期間内に異議を述べたときは、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならないこととされた（法第 816 条の 8 第 2 項、第 5 項）。

- (ア) 株式交付をする旨
- (イ) 株式交付子会社の商号及び住所
- (ウ) 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
- (エ) 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議

を述べることができる旨

#### (4) 株式交付の効果

株式交付の効力は、株式交付計画に定めた効力発生日に生ずる（法第774条の11第1項から第4項）が、株式交付親会社は、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）により、効力発生日を変更することができるとされた（法第816条の9第1項、第348条第1項、第2項、第362条第2項第1号）。この場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日（当初の効力発生日から3か月以内の日でなければならない。）を公告しなければならないこととされた（法第816条の9第2項、第3項）。

#### (5) 株式交付無効の訴え

株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力発生日から6か月内に限り訴えをもってのみ主張することができることとされた（法第828条第1項第13号）。

### 3 株式交付の登記の手続

#### (1) 登記の期間

株式交付をしたときは、株式交付親会社は、株式交付の効力発生日から2週間以内に、その本店の所在地において変更の登記をしなければならない（法第915条第1項）。

#### (2) 登記すべき事項

株式交付親会社の登記すべき事項は、次の事項につき変更を生じた旨及びその年月日である。株式交付子会社については、その登記事項に変更は生じない。

ア 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

イ 資本金の額

ウ 株式交付子会社の株式の譲渡人に新株予約権を発行した場合には、新株予約権に関する登記事項

なお、株式交付子会社の株式の対価として株式交付親会社の自己株式を交付する場合には、登記すべき事項の変更が生じないこととなる。

#### (3) 添付書面

株式交付親会社の株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

ア 株式交付計画書（商登法第90条の2第1号） 効力発生日の変更があった場合には、取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録も添付しなければならない（商登法第46条第1項、第2項）。

イ 株式の譲渡しの申込み又は株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を証する書面（商登法第90条の2第2号）

ウ 株式交付計画の承認に係る株主総會議事録（商登法第46条第2項）及び株主リスト（商登規第61条第3項）又は簡易株式交付の場合にあっては株式交付計画書の承認に係る取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致を証する書面（商登法第46条第1項、第2項）

エ 簡易株式交付の場合は、当該場合に該当することを証する書面（簡易株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、その有する株式の数が一定数に達しないことを証する書面を含む。）（商登法第90条の2第3号）

オ 債権者保護手続が必要な場合には、公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらのことによる公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面（同条第4号）

カ 資本金の額が法及び計算規の規定に従つて計上されたことを証する書面（同条第5号）

#### （4）登録免許税

株式交付による変更の登記の登録免許税は、増加した資本金の額の100分の7（これによつて計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円）である（登録免許税法別表第一第24号(1)ニ）。発行済株式の総数の変更の登記については、登録免許税を別途納付する必要はない。

### 第3 新株予約権に関する登記事項の見直し

#### 1 概要

株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合において、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととするとき以外のときは、募集事項として、募集新株予約権の払込金額又はその算定方法を定めなければならないところ（法第238条第1項第3号）、登記すべき事項としては、募集新株予約権の払込金額又は登記申請時までに払込金額が確定しないときは、当該算定方法を登記しなければならないこととされた（法第911条第3項第12号へ）。

なお、登記の記録については、別紙記録例2による。

#### 2 添付書面

改正前から変更はない（商登法第46条、第65条、商登規第61条第1項）。なお、算定方法を登記する場合に、払込金額が確定しないことにつき上申書等の添付を要しない。

#### 3 経過措置

改正法においては、改正法の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、改正後の第911条第3項第12号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（改正法附則第9条）。

### 第4 取締役等の欠格条項の削除

#### 1 概要

旧法においては、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）は、株式会社の取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役及び設立時監査役（以下「取締役等」という。）になることができないこととされていた（法第39条第4項、旧法第331条第1項第2号、第335条第1項、第402条第4項、第478条第8項前段）が、改正法において、旧法下における欠格条項が削除され、成年被後見人等が取締役等になることができることとされた。

#### 2 成年被後見人等が取締役等に就任する場合の就任の承諾及び成年被後見人等が取締役等を辞任する場合の辞任に係る意思表示の在り方

(1) 成年被後見人等が取締役等に就任する場合

ア 成年被後見人が取締役等に就任する場合

成年被後見人が取締役等に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合には、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないとされた（法第39条第5項、第331条の2第1項、第335条第1項、第402条第4項、第478条第8項）。

イ 被保佐人が取締役等に就任する場合

(ア) 被保佐人が就任を承諾する場合

被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならぬとされた（法第39条第5項、第331条の2第2項、第335条第1項、第402条第4項、第478条第8項）。したがって、被保佐人が保佐人の同意を得た上で、自ら就任の承諾をすることとなる。

(イ) 保佐人が被保佐人に代わって就任を承諾する場合

家庭裁判所が被保佐人のために、当該被保佐人が取締役等に就任することを承諾することについて保佐人に代理権を付与する審判（民法（明治29年法律第89号）第876条の4第1項）をした場合には、被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人が、被保佐人の同意を得た上で、被保佐人に代わって就任の承諾をしなければならぬとされた（法第39条第5項、第331条の2第3項、第335条第1項、第402条第4項、第478条第8項）。

(2) 成年被後見人等が取締役等を辞任する場合

ア 成年被後見人が取締役等を辞任する場合

成年被後見人が取締役等を辞任するには、成年被後見人が自ら辞任の意思表示をする方法又は成年後見人が成年被後見人に代わって辞任の意思表示をする方法（民法第859条第1項）によることとなる。

イ 被保佐人が取締役等を辞任する場合

被保佐人が取締役等を辞任するには、被保佐人が自ら辞任の意思表示をすることとなる。

### 3 登記の手続

(1) 成年被後見人等が取締役等に就任した場合

成年被後見人等が取締役等に就任した場合の取締役等の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

ア 成年被後見人が就任した場合（法第331条の2第1項等）

(ア) 成年後見人の就任承諾書（商登法第54条第1項）

(イ) 成年被後見人に係る後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する登記事項証明書（以下「成年後見登記事項証明書」という。）（商登法第54条第1項）

なお、成年後見登記事項証明書は、成年被後見人に係る就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（以下「本人確認証明書」という。）を兼ねることとなる（商登規第61条第7項）。

(ウ) 成年被後見人（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人）の同意書（商登法第54条第1項）

(エ) 成年後見人が就任承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（取締役会を置かない会社においては成年被後見人が取締役に就任する場合、取締役会設置会社においては成年被後見人が代表取締役に就任する場合）（商登規第61条第4項、第5項）

イ 被保佐人が就任した場合（法第331条の2第2項等）

(ア) 被保佐人が就任を承諾した場合

a 被保佐人の就任承諾書（商登法第54条第1項）

b 保佐人の同意書（商登法第54条第1項）

c 被保佐人が就任承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（取締役会を置かない会社においては被保佐人が取締役に就任する場合、取締役会設置会社においては被保佐人が代表取締役に就任する場合）（商登規第61条第4項、第5項）

d 被保佐人の本人確認証明書（被保佐人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。cを添付した場合を除く。）（商登規第61条第7項）

(イ) 保佐人が民法第876条の4第1項の代理権付与の審判に基づき被保佐人に代わって就任を承諾した場合（法第331条の2第3項等）

a 保佐人の就任承諾書（商登法第54条第1項）

- b 被保佐人に係る後見登記等に関する法律第10条に規定する登記事項証明書（なお、eの本人確認証明書を兼ねることとなる（商登規第61条第7項）。）又は代理権を付与する旨の審判に係る審判書（商登法第54条第1項）
- c 被保佐人の同意書（商登法第54条第1項）
- d 保佐人が就任承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（取締役会を置かない会社においては被保佐人が取締役に就任する場合、取締役会設置会社においては被保佐人が代表取締役に就任する場合）（商登規第61条第4項、第5項）
- e 被保佐人の本人確認証明書（保佐人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）（商登規第61条第7項）

ウ オンライン申請の場合の添付書面の特則

就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報を送信する場合の取扱いとして、商登規第101条第1項第1号の規定による方法により登記の申請をする場合において、商登規第102条第2項の添付書面情報として、上記アの場合においては(ウ)の同意書、イ(ア)の場合においてはaの就任承諾書、イ(イ)の場合においてはcの同意書に代わるべき情報を送信するとともに、同条第3項第2号又は第3号に掲げるいずれかの電子証明書を送信したときは、商登規第103条の特則が適用されることとなる。

(2) 成年被後見人等が取締役等を辞任した場合

成年被後見人等が取締役等を辞任した場合の取締役等の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- ア 成年後見人が成年被後見人に代わって辞任の意思表示をする場合
  - (ア) 成年後見人の辞任を証する書面（以下「辞任届」という。）（商登法第54条第4項）
    - (イ) 成年後見登記事項証明書（商登法第54条第4項）
    - (ウ) 成年後見人が辞任届に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（登記所に印鑑を提出している会社にあっては辞任する成年被後見人が当該印鑑を提出している者である場合に限り、登記所に印鑑を提出していない会社にあっては辞任する成年被後見人が会社の代表者である場合に限る。）（商登規第61条第8項）

イ 成年被後見人が辞任の意思表示をする場合

(ア) 成年被後見人の辞任届（商登法第54条第4項）

(イ) 辞任届に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（登記所に印鑑を提出している会社にあっては辞任する成年被後見人が当該印鑑を提出している者である場合に限り、登記所に印鑑を提出していない会社にあっては辞任する成年被後見人が会社の代表者である場合に限る。ただし、当該印鑑と当該被後見人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した証明書を添付することを要しない。）（商登規第61条第8項）

ウ 被保佐人が辞任の意思表示をする場合

(ア) 被保佐人の辞任届（商登法第54条第4項）

(イ) 被保佐人が辞任届に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（登記所に印鑑を提出している会社にあっては辞任する被保佐人が当該印鑑を提出している者である場合に限り、登記所に印鑑を提出していない会社にあっては辞任する被保佐人が会社の代表者である場合に限る。ただし、当該印鑑と当該被保佐人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した証明書を添付することを要しない。）（商登規第61条第8項）

4 現に在任する取締役等が成年後見開始の審判等を受けた場合

取締役等として現に在任している者が、後見開始の審判を受けたときは、委任の終了事由に該当するため、当該取締役等は、後見開始の審判により退任する（法第330条、第402条第3項、第478条第8項、民法第653条第3号）。

なお、取締役等として現に在任している者が、保佐開始の審判を受けたときであっても、委任の終了事由には該当しないため、当該取締役等は、当然にはその地位を失うことはない。

第5 社外取締役を置くことの義務付け

1 社外取締役を置くことが義務付けられる株式会社

監査役会設置会社（公開会社であって、大企業であるものに限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、

社外取締役を置かなければならぬとされた（法第327条の2）。

## 2 経過措置

改正法の施行の際現に上記1に該当する株式会社については、法第327条の2の規定は、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しないとされた。

したがって、上記1に該当する株式会社については、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を選任すれば足りることとなる（改正法附則第5条）。

## 3 社外取締役の就任に係る登記の手続

社外取締役の就任に係る登記の手続については、従前と同様であり、取締役の就任の登記をするにとどまり、社外取締役である旨の登記はしない。

# 第6 法人登記事務の取扱い

## 1 相互会社

相互会社は、組織変更株式交付（相互会社が株式会社へ組織変更をするのと同時に別の株式会社を子会社とするために当該子会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交付すること）ができるとされた。組織変更株式交付の手続については、第2に記載した取扱いに加え、組織変更の手続も同時に行われる（保険業法第96条の9の2から第96条の14まで）。

## 2 一般社団法人及び一般財団法人

第4に記載した取扱いと同様である。